

足利市

こども医療費 拡大のお知らせ



足利市では令和 4 年 10 月診療分からこども
医療費助成の対象年齢を **18** 歳まで拡大します

※18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

・栃木県内の医療機関は
こども医療費資格証+保険証
で保険診療分の自己負担があ
りません。

※受診の際は必ず資格証を提示！

・医療機関等で保険診療分を
支払った場合は、受診から1
年以内に申請書+領収書を市
役所に申請してください。

・足利市から転出した日以降は
こども医療費資格証を使用でき
ません。転出の際は、必ず返還
し、足利市のこども医療費資格
証を使わないでください。

・学校等の管理下で発生した
ケガや疾病は、こども医療費
助成ではなく、「災害共済給
付制度」(スポーツ保険)を利
用しましょう。詳しくは学校へ
お問い合わせ下さい。

お問い合わせ:

足利市 こども家庭政策課

TEL 0284-20-2149

